

大豊町の概要

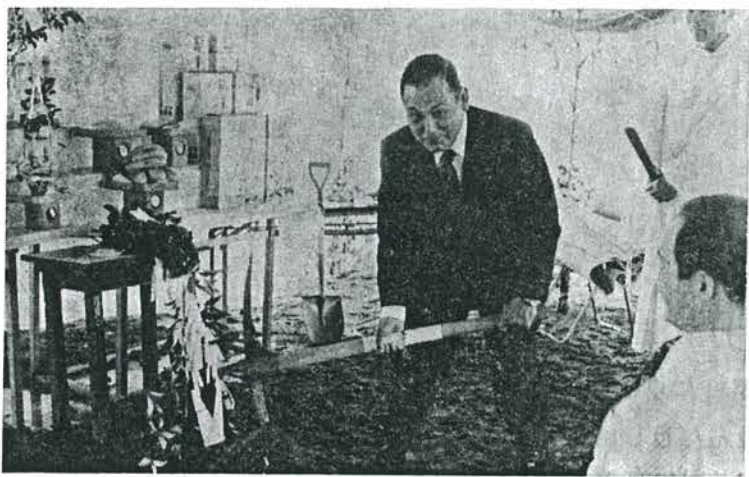
位置 東経133度37分 北緯33度56分
面積 320.54平方杆 東西 32杆
南北 28杆 部数 86
人口 10,583 男 5,055 女 5,528
世帯数 3,542(6月末現在住民基本台帳調)



昭和53年8月2日発行

全世帯配布

編集 館報大豊編集委員会
発行 大豊町中央公民館
印刷 高知印刷株式会社



待望久しかった大杉中学校(永森信良校長生徒百二十八名)の校舎建築工事が去る六月二十四日午後一時、中州の造成地現場において行われた。

三月二十四日の旧校舎焼失から数えて九十二日ぶり、雨降って地固まるの例による指名競争入札の結果、

大杉中学校舎建築に着手 完成は来年二月半ば

株式会社熊谷組が総工費二億二千二百万円を落札し、建設に着手した。校舎は、建築面積二万四千平方メートル、鉄骨造、二階建て、西に面して鉄骨づくり平屋建一六二平方メートルの本館、西に面して鉄骨づくり平屋建一六二平方メートルの技術棟を建築する。工期は昭和五十四年二月は納入する門田町長。

提出議案説明要旨は概ね次の通り。
▼昭和五十三年度大豊町一般会計補正予算案について
一 施設の補正予算は六千七百四十八万六千七百四十八円六千七百四十八銭で、総額は二億三千七百三十三万八千六百六十六円六千六百六十六銭、改定額十二万八千六百六十六円六千六百六十六銭、昨年計上、職員福祉厚生事業補助金に比して三・三割の伸び。

成金二十万円、嶺北複合事務組合促進協議会負担金三十万円等合計七百八十一万五千円を措置した。
(民生費)
天坪保育所屋根等の修繕費四十二万円、保育所児童の給食基準単価の改正による児童給食費六十五万七千七百七十七円、大田口保育所園庭排水溝設置工事費二十万六千六百六十六円、事務費等合計百五十三万五千円を措置した。
(衛生費)
水道施設等環境施設の整備拡充に伴う事務量の急増による臨時職員の人件費等

6月定例町議会

第百八十八回大豊町議会定例会は六月二十日開会、昭和五十三年度一般会計補正予算六千七百四十八万六千六百六十六円六千六百六十六銭(累計二億三千七百三十三万八千六百六十六円六千六百六十六銭)を、町立立川生活改善センター設置条例など六議案を一括上程、門田町長らが提案理由を説明、一般質問、議案質疑、委員会付託等の順を経て二十四日討論解決五日間の会期を終了した。

一般会計 六、七四八万余円
補正額 三、三三・三パーセントの伸び
累計 一、三億二、七三二万余円
総額 一、三億二、七三二万余円

八月は道路を守る月間 道路は広く正しく使いましょう

私達道路管理業務に携わる者の御協力をお願い致します。道路は広く正しく使用しましょう。
一、道路は広く正しく使用しましょう。
二、道路は美しく使用しましょう。
三、道路は安全に使用しましょう。
道路を美しく快適に使用するためには、何よりも先ず、汚さないこと、自動車の荷物の飛散、車中よりのピカ、カン等の不法投棄などは他の通行者(車)や沿道の民衆、田畑にも飛び込みで次のような点について注意してください。
(道路法四三條、道大要危険です。家庭や商業

夏の交通安全

ドライバーはシートベルトを着けよう

夏休みには、マイカーで家族揃って遠出する機会が多くなります。昭和四十六年以来減少が続いてきた交通事故は、最近になって次第に増加し、本市警察署は「交通安全事故防止非常事態宣言」を発して、特に国道32号線を重点的に日夜パトロールカーによる警戒取締りを行っています。
①夏の交通安全防止
夏季には暑さによる疲労や居眠り運転のため重大事故が多発する傾向にあります。故に多発する傾向にあります。次の事項を必ず守って無事故で快適な夏を過ごして下さい。
②シートベルトの着用
「交通安全事故防止非常事態宣言」のとおり、シートベルトは、その効果が広く認められているにもかかわらず、着用する人が意外に少ないのが現状。事故を起こしてから「あの時、シートベルトを着けていたらさめて命だけでも」という話をよく聞きます。
③過労運転をさける
自分の体力、運動能力に応じて走行計画を立て無理な運転をしない。
④ブレーキは早目にスピードは控え目に
道路環境がよくても制限速度は必ず守る。
⑤飲酒運転をしない
飲酒運転をしないこと。飲酒運転は、その効果が広く認められているにもかかわらず、着用する人が意外に少ないのが現状。事故を起こしてから「あの時、シートベルトを着けていたらさめて命だけでも」という話をよく聞きます。
⑥飲酒運転をしない
飲酒運転は、その効果が広く認められているにもかかわらず、着用する人が意外に少ないのが現状。事故を起こしてから「あの時、シートベルトを着けていたらさめて命だけでも」という話をよく聞きます。
⑦飲酒運転をしない
飲酒運転は、その効果が広く認められているにもかかわらず、着用する人が意外に少ないのが現状。事故を起こしてから「あの時、シートベルトを着けていたらさめて命だけでも」という話をよく聞きます。

射撃を見えなくしたり、又は破損することのないようして下さい。万一破損した場合は、放置せずにご連絡下さい。道路区域内においては、道路や交通保全のために勝手に道路の現状を変更することはできません。現状変更の必要が生じた場合は、事前に道路管理者に申し出て下さい。(道路法二四條、三三條、道路法七六條、一一五條等)
また車を管理、運転される方は、積載オーバーにならないよう注意して下さい。特殊車両(車輻制限令の重量二〇トン以上)については通行許可が必要で、大きな車や、荷物の積み過ぎは道路の損傷ばかりでなく、道路交通上も極めて危険な行為です(道路法、道路交通法、車輛制限令等)。
以上申し述べましたが、道路をお互いが正しく利用することを心がければ、環境保全と交通事故防止に直結しますのでご協力下さい。
「尚、八月は道路を守る月間です。各官庁、団体等の協力で実施されています。」
建設省土佐国道工事事務所
南国国道維持出張所
TEL(〇八八六) ②一四五一

夏の少年を非行から守ろう

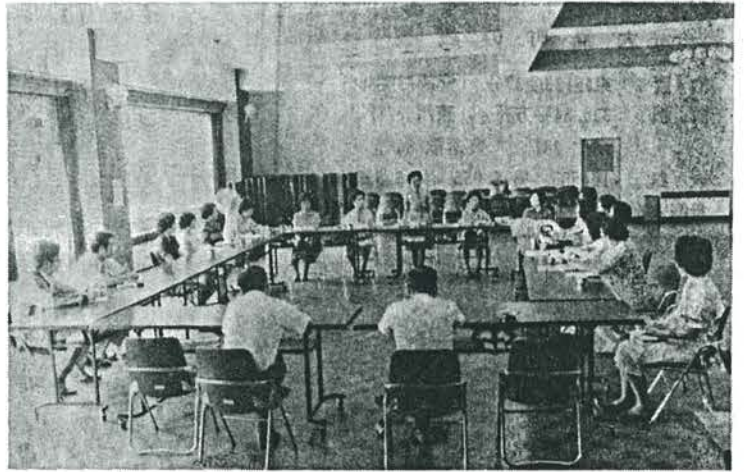
非行はしつけの糸の切れ目から

学職別 時間別	犯罪少年					触法少年		
	中学生	高校生	その他	有職少年	無職少年	小学生	中学生	合計
総数	287	268	45	177	117	109	156	1,159
0時～2時	35	14	4	23	18		4	98
2時～4時	33	20	2	14	10	4	6	89
4時～6時	7	3		4	1	2	3	20
6時～8時	6	4		2		1	4	17
8時～10時	5	5		7	1	3	6	27
10時～12時	25	11	4	14	6	8	15	83
12時～14時	41	20	8	6	5	20	20	120
14時～16時	51	61	6	15	13	35	49	230
16時～18時	28	61	3	13	8	25	25	163
18時～20時	12	29	5	12	11	10	15	94
20時～22時	22	22	2	23	22	1	2	94
22時～24時	22	18	11	44	22		7	124

(1) 刑法犯少年の状況
数の上では中学生が深夜時間帯のトップを占めており、保護者の監視のあり、良行為少年の状況

(2) 方問題に投げかけています。
「犯罪(罪)をおかす傾向にあること」・不良行為少年の状況

芸西村婦人会を迎えてなごやかな交歓会(向って右側、町婦役員正面で挨拶するのが手島春美会長)



芸西村の婦人会代表

町婦役員と交歓研修

七月六日芸西村婦人会、先ず渡辺教育長、大和会の手島春美会長以下十名が、大豊町連合婦人会(大和会長)と交歓研修のため芸西町、農工センターホールで和やかな交歓研修がはじまった。

大豊側は役員六名が出

夏の夜の花火遊び!! これだけは守ってほしい 目がつぶれたり手がふっ 飛んだりしないために

近年花火も多様化して種類もふえ、火力も強くなっているようです。このため花火を扱う人のみでなく周囲の人を傷つけたり、屋根や軒先に火がついて火災になった事例や、花火に使用したマッチやライターで火遊びして火災になった例もたくさんあります。

このように花火は、その使用方を間違ったり不注意を怠ると火災や怪我等の大きな事故になりますので、家庭では勿論、学校でも子供達に、特に次の場所では危険な場所を選んで遊びましょう。

対し花火の正しい使い方、を教えるつもりです。

場所を選んで遊びましょう。

花火の火葉や爆発の量は法律で危険のない範囲に規制されていますが、最近市販されているものをみると、空中を飛んだり、地上を走り回ったりするものが多くなっています。このように花火の取り扱いが花火の性質に応じて危険のない場所を選んで遊びましょう。特に次の場所では危険な場所を選んで遊びましょう。

明るい選挙啓発事業 の反省と成果

今年度も更に発展させよう

明るい選挙の実現をめざす大豊町明るい選挙推進協議会(高知警察本部・高知県防犯協会発行「少年を守るために」より)

本年度は、去る六月二十七日、大豊町農工センターにおいて、総会を開催、啓発活動の表彰、来年の統一地方選挙等に向けての五十三年度の常、臨時啓発計画等を策定した。

この総会には、会員等二十二人が出席、ほうとう上西会長が「来年は統一地方選挙等が行われるので、いかにこれに向けて、町民の力を合わせて選挙活動の発展を期し、明るい選挙の実現を期さなければならぬ」とあいさつ、ついで永年啓発活動に功績のあった四名(後掲)に対して岡林大豊町選挙委員長が表彰があり、自己紹介の後、議事に入。五十三年度事業実績、五十三年度明るい選挙推進要領、同事業計画等真剣に研究検討して満場一致で承認。

五十二年度事業は、区長をはじめとした各関係者の連携協力のもと、より活発な事業を展開し大きな成果をあげた。

なかでも青年団や青年教

深夜は、いかに少年が増加、ぐ犯・不良行為少年は前年比二四一人(四・五%)の増で、前年の大幅な増加に比べて増加率はやや低下しています。行別では、夜遊びが四二四人(三六・二%)と急増したほか、不良交友、飲酒、喫煙、不純異



主な不良行為

行別	喫煙	夜遊び	家出	不健全な交友	不交遊	怠学	飲酒	不純異性交遊	盛い場	怠業	乱暴	その他	計
昭52	1,537	1,595	387	313	441	187	288	82	20	12	12	622	5,496
昭51	1,467	1,171	455	397	308	308	246	50	13	9	19	812	5,255
増減	+70	+424	-68	-84	+133	-121	+42	+32	+7	+3	-7	-190	+241

一、総旨
来年は統一地方選挙の年(町長、町議、県議、知事等)本町では、昭和50年に始まった初めての全町一斉の「公正選挙」という呼び方は現在正式には使用されていません。これに對

二、応募規定
(1)内容
明るい選挙をおしすすめるものであること。
ただし、「公正選挙」「公正選挙」という呼び方は現在正式には使用されていません。これに對

館との連携(区長へ協力依頼、青年層の啓蒙、婦人層の啓蒙、広報機関の活用、老人クラブの啓蒙、ポスター等の募集、第一線リーダー等)の養成
研究討議の中で、昨年来町議会議に要請していた議会の会議状況等を記載した「議会議況」、町議選における候補者の経歴や政見等を記載した「選挙公報」等について、前向きな姿勢で発行されるよう強く要望する。

被表彰者氏名
上西国義(川口南、佐竹繁晴(大王上)、北村守重(永瀬、西岡広(馬瀬)大豊町選挙管理委員会)

三、審査
大豊町の選挙と推進において五つの選びます。
四、賞
選ばれた入賞作文については、大豊町の選挙委員長、推進委員長の賞状及び記念品を贈ります。
(大豊町選挙管理委員会)

明るい選挙に意欲的

婦人を中心にした町づくりを考える地区別研修会がことしも東豊永公民館を皮切りに、町内十二地区でそれぞれ開かれている。

地区婦人会に過去二年間、共助会を開いて研究を進めたいが、山積する生活課題や地域課題は婦人のみで解決できるものではないという認識の上に立って新しく制定された町民憲章を軸に、地域ぐるみの集いを開き新しい町づくりへの多様な可能性を模索しうへというのが全地区共通のねらい。すでに開かれた地区別の研修内容と要点を次の通り紹介しよう。

▼東豊地区（小松俊雄館長・上村利子会長）

出席者約四十名、「町民憲章制定、町民総参加」ということが、その背景となる問題点を積極的にあげ、とり組んでゆくに、は、町民総勉強、総実践といふことになると思いきす。今日のように複雑多様な情勢に即応するために、より広く、より高度な知識が要求されます。（略）

この、ひなびた山村も都市化が進み、外国の動静に左右されるようになりました。アメリカのドル相場が日本の経済を動かし、カナダの小麦の豊凶が日本の物価に影響するように、複雑で変化の早い時代です。こうした時に、大聖町の現状を正確につかみ、お互いの孤立化を防ぎながら、これからの町づくりを進めることとが何よりも大切だと思います。生れ、育った、かけがえのないふるさとを、金で買えない住みよい、離れたくない町に仕上げてゆくことが、私共の役目であり、そのことが青少年の健全育成にもつながるものと信じます。山を離れて初めて山の良さがわかるように都会にはない通い合う温かいもの（心）を決して無くしてはならない、失ってはならないと思います。貴重な今日の一日を充分討論を重ねて悔のない研修会とさせていただきますように。上村会長は開会に当って切々と訴えるような口調で挨拶した。

①青少年育成町民会議の組織充実②明るい選挙への取り組み③ゴミ処理問題④時間の厳守など町民憲章の三番目「私達はつねに助け合い、きめこずを守りよい習慣をつくりこす。」が討議の中心であった。

特にゴミ処理問題に議論集中（行政連絡の不徹底、住民の自治意識（社会参加）の欠如等が問題点としてあげられ、不法投棄の防止、ゴミの分別などについての学習活動等がこれからの課題。区長、老人クラブ、青年など男性も多数参加し、レクリエーションは、東土居栄枝善寛、西土居上田広海の両氏により、社交ダンスの手ほどきを受けた。

▼豊永地区（大地幸二郎館長・島崎幸五会長）出席者約五十名、一般の方の参加もあって進行係も地元区長の大地幸吉さん、会の名称も第一回豊永地区研修会と銘打った。大地館長の司会で町民憲章の実践をふまえた、青少年問題、

明るい選挙への取り組みについての話がそれぞれ行われ、午後は提督子さんの司会で話し合い、新生活運動の推進では、生活学校の上池田美さんがゴミ処理の奉仕活動の体験発表と、昨年一年間スイスに留学し、帰国後西土居で父成甲氏と酪農一すじに生きる渡辺則夫君（28才）の発表、「スイスで感じたこと」は参加者に強い感銘を与えた。要約すると次の通り。

◎家庭生活と教育「昨年一年間留学、三軒の家に暮す。百年も二百年も前に造られた古い家が多く家畜と同居の家も見られる。きれいききで全戸窓辺に鉢植えなどの花が飾られている（これは条例で定められている）。家の前の畑は菜園で季節の野菜がみごとに作られている。子供のしつけは過保護にしない、他人のことを悪く言ったり名誉を傷つたりしない。年令に応じて幼い子に仕事を与えている。物を大切に

質問に答える渡辺君

大砂子地区

研 修 会

だ。会場の参加者達は、一日も早く渡辺君にお嫁さんになるというのが共通のねがいだったのであった。

▼大砂子地区（北村寿夫館長・北村満子会長）



大田口地区



大田口地区

研修会

金の強制被保険者期間中の保険料に未納期間のある人が納めることができます。したがって、強制加入の対象となる人で、まだ加入していない人はすぐ加入しめられることとなります。ただし、国民年金の老齢年金や通算老齢年金を受けている人は納めることができます。

二、保険料の額

未納期間一ヶ月につき四千円と多少割高になっています。

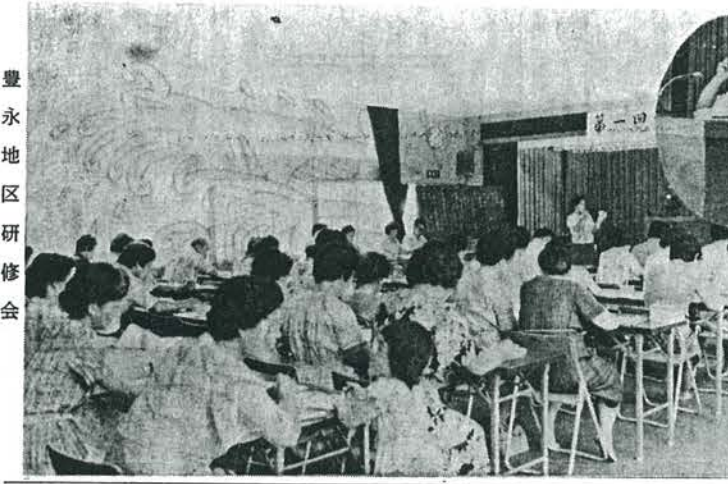
三、取扱い期間と納付の方法

昭和五十三年七月一日から、昭和五十五年六月三十日までの二年間に未納期間の保険料を分割して、一括でも納めることができます。ただし、六十五才以上の人が分割して保険料を納めるときは、未納期間全部について納めることができない場合がありますので、特にご注意ください。

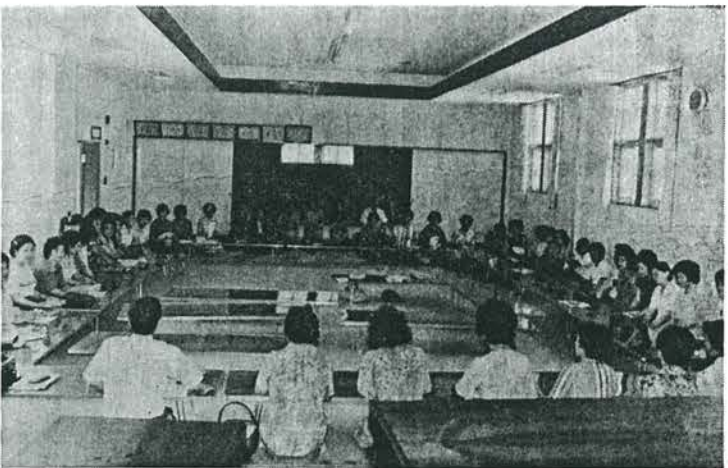
特例納付制度は以上のとおりとなっております。現在無年金者といわれる方々はこの機会にこの制度を活用され、年金を受ける権利



農家の女性も今どき社交ダンスの一つ位…と基本を練習する



質問に答える渡辺君



大田口地区研修会

特例納付について

国民年金保険料の特例納
入制度が、七月一日から始
まりました。

加入しなければならぬの
に加入していなかったり、
加入はしていても、いろん
な事情で保険料を納め忘れ

うになっております。

一、納めることのできる人

明治四十四年四月二日以
降に生まれた人で、国民年

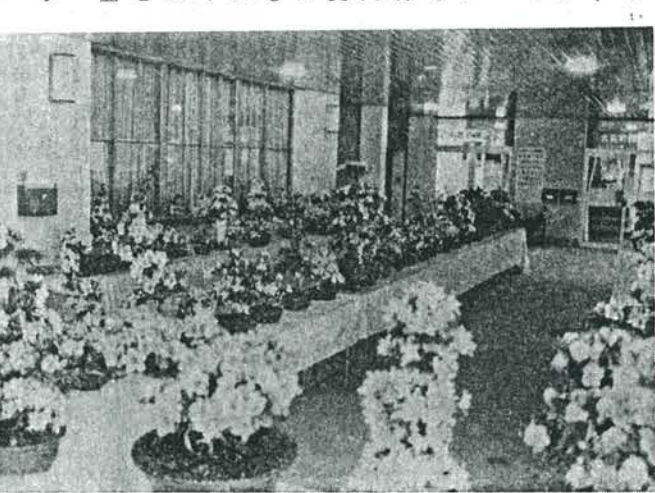
[illegible]

…町民憲章…

第一回さつき展 ずらり160点余り

大豊町文化推進協議会の盆裁部会では、去る六月十日、役場前及び農工センター階下で第一回目の「さつき展」を開催した。

初めての試みであったが町内のおちこちから持ち寄った鉢植のさつきの数は約百六十点余り。時期的に四五日おくれた感じだが愛好家たちの手におかれたこれらのさつきはいずれも立派なものばかりで人々の心をなごませた。花の開き季節の展覧会は今回が初めて、来年からは更に内容を充実してゆきたいと鉢裁登部会長は話していた。



去年の夏(六月、八月)に町長、四月に町議、県議、十一月に知事の選挙が行われる予定ですが、これらに犯罪が買収供応という罪です。

啓発コーナー

来年は、二回を重ねて掲載することに致します。

一、買収罪は厳罰です。選挙法の禁止規定に違反する場合はすべて選挙違反といふことになり、候補者の当選を無効とする制裁も規定されています。

(買収供応とはどういうことか)

一口にいえば、ある特定の候補者の当選を目的としたり、又は当選させないことを目的として、

公職選挙法のため知識(一回)

選挙運動者、候補者が当選に金銭や物品等をやった、供応接待すなわちごちそうをしたり、そのような事情を知りながらその金銭や物品を受けたら、ごちそうになったりすることになります。

したがって選挙法は買収罪に対しては厳重な処罰規定を設けています。候補者のみならず選挙運動の総括主宰者、出納責任者及び事実上の総括主宰者及び事実上の出納責任者及び事実上の出納責任者及び事実上の出納責任者

夏休み中の水泳 みんなで気を つけましょう

去年の夏(六月、八月)に町長、四月に町議、県議、十一月に知事の選挙が行われる予定ですが、これらに犯罪が買収供応という罪です。



学校便り

五月十七日、大杉小学校(上村紀夫校長)の三十四年生が担任の先生方と一緒に山間農業試験場(大杉下)を見学、三十五名の子供達(四年生)が参加した。

山間農業試験場を見学 大杉小のふるさと学習

五月十七日、大杉小学校(上村紀夫校長)の三十四年生が担任の先生方と一緒に山間農業試験場(大杉下)を見学、三十五名の子供達(四年生)が参加した。

ご利用下さい

高知弁護士会からお知らせ

日本弁護士連合会高知県支部では、時代の要請に際し、一般市民の権利を擁護するため、交通事故の被害者、加害者その他関係者のために、弁護士により土曜・日曜、

まとめ

選挙運動者、候補者が当選に金銭や物品等をやった、供応接待すなわちごちそうをしたり、そのような事情を知りながらその金銭や物品を受けたら、ごちそうになったりすることになります。